

第 8 3 号議案

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊川市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年豊川市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金 （第 1 8 条の 2 に規定する 公務上の災害 に係るものを 除く。）	厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 6 3 号。以下この表及び次項の表において「平成 2 4 年一元化法」という。）附則第 4 1 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 2 4 年一元化法附則第 6 5 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）による障害基礎年金（同法第 3 0 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第 5 項の表において「障害基礎年金」という。）	0 . 7 3
傷病補償年金 （第 1 8 条の 2 に規定する 公務上の災害 に係るものに 限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0 . 8 2 （ 第 1 級又は 第 2 級の傷 病等級に該 当する障害 に係る傷病 補償年金に あつては、

		0. 8 1)
障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 7 3
障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0. 8 2 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0. 8 1)
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。) 及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0. 8 0
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0. 8 7

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.86
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。))による障害共済年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.91(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.90)
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.91)
障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等	0.83
	障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

除く。)	を除く。)	
障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	遺族厚生年金等	0.84
	遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金 (以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)) が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.88
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等	0.89
	遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。) 又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年

金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	旧船員保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病

		補償年金に あつては、 0.92)
障害補償年金 (第18条の 2に規定する 公務上の災害 に係るものを 除く。)	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
障害補償年金 (第18条の 2に規定する 公務上の災害 に係るものに 限る。)	旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は

		第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.92)
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

- 5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の豊川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく損害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）及び旧条例の規定に基づく傷病補償年金等（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償及び傷病補償年金等の内払とみなす。

理 由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、特殊公務災害に係る年金たる損害補償と他の法律による給付との調整について所要の措置を講ずるとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。